

事例番号:280089

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 32 週 2 日

23:15 21 時頃より腹部緊満、腹痛ありと妊産婦より電話連絡あり

23:40 搬送元分娩機関受診、腹壁硬く、超音波断層法にて胎児心拍数
60 拍/分の徐脈認め、常位胎盤早期剥離と診断、当該分娩機関へ
母体搬送決定

時刻不明 塩酸リトリン投与開始

0:43 当該分娩機関入院

4) 分娩経過

妊娠 32 週 3 日

1:08 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開にて児娩出

子宮前面は板状硬、紫色、血性羊水、胎盤娩出時血腫(3+)、剥離
面 1/2 以上

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:32 週 3 日

(2) 出生時体重:2060g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 6.666、PCO₂ 111.9mmHg、PO₂ 13mmHg、

HCO₃⁻ 12.8mmol/L、BE -24mmol/L(採血手技に問題あ

り、信憑性が低い)

(4) アプガースコア:生後1分1点、生後5分4点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低出生体重児、新生児痙攣、播種性血管内凝固症候群

(7) 頭部画像所見:

生後14日 頭部超音波断層法:脳室周囲白質軟化症、脳室内出血Ⅰ度

生後1ヶ月 頭部MRI:両側側脳室周囲の白質に脳室周囲白質軟化症と思われる嚢胞性領域が多発、低酸素虚血による変化を示す所見

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

(1) 診療区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医1名

看護スタッフ:助産師1名、准看護師2名

<当該分娩機関>

(1) 診療区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医1名、麻酔科医1名

看護スタッフ:助産師1名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を特定することは困難であるが、腹痛がみられた妊娠32週2日21時頃であると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 腹痛を伴う腹部緊満があるとの電話連絡を受け、来院を勧めたこと、および来院後に超音波断層法で胎児心拍数 60 拍/分の徐脈を認め、腹壁が硬いことなどの臨床症状から常位胎盤早期剥離と診断したことは一般的である。
- イ. 自施設で帝王切開をせず、高次医療機関へ母体搬送としたことは選択肢のひとつである。
- ウ. 常位胎盤早期剥離と診断して母体搬送を決定した後、塩酸リトドリンを持続投与して搬送準備、搬送を行ったことには賛否両論がある。ただし、投与量の記載が診療録にないことは一般的ではない。

(2) 当該分娩機関

- ア. 当該分娩機関入院後に超音波断層法の所見から常位胎盤早期剥離と診断し帝王切開を決定したことは一般的である。
- イ. 当該分娩機関到着から 25 分で児を娩出したことは適確である。
- ウ. 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- エ. 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 塩酸リトドリンの使用については、添付文書に則した方法で投与し、投与量について診療録に記載することが望まれる。
- イ. 分娩監視装置記録の記録速度は、3cm/分に設定することが望まれる。

【解説】本事例では、胎児心拍数陣痛図の記録速度が1cm/分に設定されていた。「産婦人科診療ガイドライン-産科編2014」では、胎児心拍数波形のより適確な判読のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を3cm/分とすることが推奨されている。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

児が重症新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが望まれる。

(2) 当該分娩機関

母体搬送の円滑な受け入れのため、連絡体制の改善が望まれる。

【解説】搬送元分娩機関から当該分娩機関の産科当直医への連絡に時間を要した。母体搬送の受け入れの連絡体制を改善することが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。